

令和 7 年度 通年採用

柏原市職員（育児休業代替任期付） 採用試験要項

【保育教諭・保育士】

柏原市採用試験のココが Point!

Point

スマホで申込みができるので、いつでも、どこでも申込みが可能！

※スマホ・パソコンからの申込みのみとなります

まずは下の 2 次元コードから申込み！



◀ 試験申込みはコチラ！！

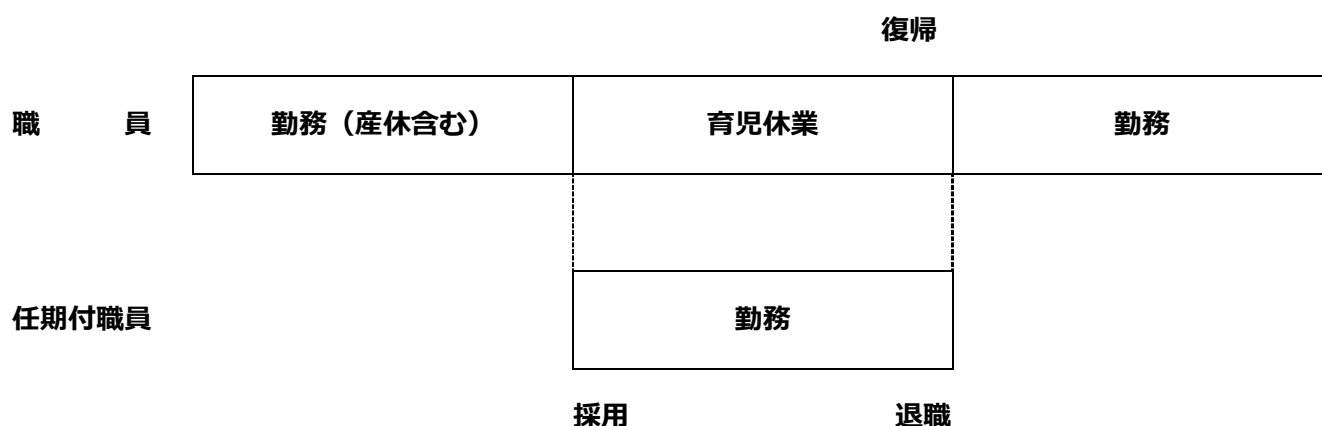
【お問い合わせ先】

柏原市役所 政策推進部 人事課（本庁 4 階）

〒582-8555

育児休業代替任期付職員とは…

- ・職員が育児休業を取得した際に、代替職員として勤務する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、服務及び給与等）については、任期の定めがあること（3年以内）及び育児休業ができないことを除き、基本的に任期の定めのない職員と同様です。
- ・職員が育児休業の期間を延長した場合は、任用期間を延長することがあります。また、育児休業の予定期間よりも早く復帰した場合は、当初の任用期間よりも早く退職となることがあります。
- ・採用候補者名簿登載期間内で別の職員が育児休業等を取得する場合、再度採用されることがあります。



1. 募集職種・採用予定人数・受験資格・任期

職種	募集期間	受験資格	任期
育児休業代替任期付職員 （保育教諭・保育士）	令和7年度中 随時	保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人 ※取得見込みの人を含みますが、採用時には資格を有している必要があります	採用日から3年 ※職員の育児休業の状況に応じて採用します。

注意事項

- ※採用予定者の確保状況により、予告なく募集を終了する場合があります。
- ※本年度中に実施した育児休業代替任期付職員（保育教諭・保育士）の採用試験に不合格となった方は再度受験することはできません。
- ※性別、国籍は問いません。ただし、日本の国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。
- ※次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 柏原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2. 試験内容・結果通知等

試験	内容	試験日程	場所	結果通知
筆記試験 (30 分)	保育知識に関する 小論文	随時 ※詳細な日時は、受験申込者 に個別に通知します。	柏原市役所	試験終了後、2 週間以内に受験 者へ連絡します
個人面接 (30 分程度)	個人面接			

※試験合格者には、病院または保健所が発行する健康診断書等の提出を求めます。

※履歴書を提出いただいた後に、育休代替職員の採用が必要となったタイミングで試験を実施します（履歴書提出後、直ちに試験を行うわけではありません）。

3. 受験申込手続き

申込期間	令和 7 年 5 月 12 日（月）～
申込方法	市ウェブサイトから申請 ※申込受付後にメールを送付します。申込後 3 営業日以内にメールが届かない場合は、人事課までご連絡ください。
事前準備	1. メール受信設定 「city.kashiwara.lg.jp」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください（設定方法は各自で確認してください）。 2. 顔写真データ ・申込前 3 ヶ月以内に撮影した、上半身・脱帽・無背景のもので受験者本人であることが確認できる明瞭なデータ ・登録可能なファイル形式は、画像（pdf、gif、jpeg、jpg、tiff）で、データサイズは最大 10MB です。 3. 各種証明書データ ・保育士資格および幼稚園教諭免許のデータ ※スキャナーでとりこんだデータや写真データ等を添付していただく必要があります。 登録可能なファイル形式は、画像（pdf、gif、jpeg、jpg、tiff）で、データサイズは最大 10MB です。
申込手順	1. 申込手順 受験申込は、インターネットでの受付のみになります。 その他の申込みについては一切受付しておりません。 柏原市ウェブサイトから申込専用サイトに接続し、必要事項を入力してください。 ※申込受付後にメールを送付します。申込後 3 営業日以内にメールが届かない場合は、人事課までご連絡ください。

注意事項	・申込内容に不備があった場合、受付を拒否する場合がありますので、入力には慎重に行ってください。 ・受験申込システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
その他	・災害等が起きた場合、試験日程や内容、会場等が変更になる場合があります。その際は、受験者にはメールで配信しますのでご確認ください。 ・試験当日において、体調不良の方（高熱や強い倦怠感、息苦しさなどがある方）や健康観察等の指示を受けている方は、当日の受験を控えていただきます。 なお、これを理由とした欠席者向けの試験の実施は予定していません。また、当日試験中に体調不良になられた方は、状況によっては途中で受験を控えていただくことがありますので、ご了承ください。 ・試験会場では、必要に応じて検温を実施する場合があります。また、適宜手指の消毒や手洗いにご協力ください。

4. 試験結果について

当試験を有効受験した結果通知については不合格となられた場合、結果通知のメールに点数、順位を記載します。なお、試験に合格された場合、結果通知のメールに点数、順位は記載しません。

5. 試験申込から採用まで

①試験の申込み

市ウェブサイトから履歴書を提出してください。

②試験の実施

育児休業を取得する職員が発生した場合に、履歴書を提出いただいた方の試験（小論文・面接）を実施し、合格された方は採用候補者名簿に登載（有効期間 3 年）されます。

持ち物：顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、筆記用具

※提出された履歴書の有効期間については履歴書を提出された年度末までとなります。

履歴書を提出されても、育児休業を取得する職員が新たに発生しない場合は試験を実施しません。

③採用

・任命権者が採用候補者名簿の中から、職員の育児休業の状況に応じて採用を決定します。

・採用後は、6 ヶ月間の条件付採用期間を経て正式採用となります。

※受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格や採用を取消することがあります。

・育児休業取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。

・産休期間については育児休業代替任期付職員として勤務することはできませんが、職員が育児休業を取得することが明らかで、且つ、産休期間から勤務することが可能な方については産休期間を会計年度任用職員（非常勤職員）として勤務し、職員が育児休業を取得するタイミングから育児休業代替任期付職員として勤務していただくことがあります。

6. 給与・勤務条件

柏原市一般職の職員の給与に関する条例に基づき、下記の給料のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当など各種手当が支給されます。

① 初任給 令和6年4月1日現在

大卒	短大卒
250,416円	233,766円

※給料月額に地域手当（11％）を加算した額です。

※期末勤勉手当（ボーナス）は4.6月分です。

※今後の人事給与制度等の改正により、変更されることがあります。

※職歴に応じて加算される場合があります（上限あり）。

【例 大学卒業】 5年間民間等で保育士として勤務した場合の想定額（地域手当加算後） 267,954円

【例 短大卒業】 5年間民間等で保育士として勤務した場合の想定額（地域手当加算後） 257,742円

②勤務時間

7時30分～19時の間で7時間45分のシフト勤務（休憩45分）

③休日等

日曜日、祝日、年末年始（4週8休、土曜日出勤有り）